

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

訓 令 甲

○文書規程の一部を改正する訓令

告 示

○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出

○救急医療機関の認定

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（区域内特定養殖業者）（二件）

○保安林の指定施業要件の変更の予定（三件）

○道路の区域変更（二件）

○急傾斜地崩壊危険区域の指定

選挙管理委員会

○政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和元年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和二年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和三年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和四年分）

○政治団体の収支報告書の要旨の公表（令和五年分）

○資金管理団体の届出

（管 財 課）

（県政情報・文書課）

（社会福祉課）

（医療政策課）

（水産林政総務課）

（森林整備課）

（道 路 課）

（防災砂防課）

ページ

規 則

○資金管理団体の指定取消等の届出
○宮城県議会議員一般選挙（青葉選挙区）における当選の効力に関する異議申出に対する決定
○宮城県議会議員一般選挙（巨理選挙区）における当選の効力に関する異議申出に対する決定
人事委員会
○人事委員会規則十二（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則

一
一
一
一
一四

庁用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十二号

庁用自動車管理規則の一部を改正する規則

庁用自動車管理規則（昭和四十三年宮城県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「ものとする」を削り、同条第二項中「とともに、速やかに安全運転管理者等選任

（解任）報告書（様式第二号）により総務部長にその旨を報告しなければならない」を「ものとする」

に改める。

第十条の二中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第十一条第二項中「当たつて」を「当たつて」に改め、同項第七号中「様式第三号」の下に「。以下「使用簿」という。」を加え、同条中第五項を第六項とし、同条第四項中「あつて」を「あつて」

に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「あつて」を「あつて」に改め、同項を同条第四項と

し、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 使用簿は、当該使用簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報

処理の用に供されるものをいう。）をもつて、当該使用簿に代えることができる。

第十二条第三項中「自動車運転記録簿兼庁用自動車使用簿（旅行命令（依頼 票）」を「使用簿」

に改め、同条に次の一項を加える。

4 前条第三項の規定は、前項の使用簿について準用する。

様式第一号中「」を「」に改める。

様式第一号中「」を「」に改める。

様式第二号を次のように改める。
様式第三号中「。」を「。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年一月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の序用自動車管理規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、
当分の間、改正後の序用自動車管理規則の規定によるものとみなす。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十七号

文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

文書規程の一部を改正する訓令

文書規程(昭和四十三年宮城県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号(2)中「自振第 号 自動車産業振興室」を

「自振第 号 自動車産業振興室」に改める。

半振第 号 半導体産業振興室」

附 則

この訓令は、令和五年十二月十五日から施行し、改正後の文書規程の規定は、同月一日から適用する。

告 示

○宮城県告示第七百六十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により指定した介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

令和五年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び角田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (一) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

柴田郡川崎町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
- (一) 立木の伐採の方法
次の森林については、主伐は、択伐による。
- (二) 柴田郡川崎町（次の図に示す部分に限る。）
- (三) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
- (四) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

四 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林

整備課）並びに川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年十二月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四五七号
- 三 道路の区域

変更の区間				変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
栗原市一迫字長崎下大土二六番一地先から		同市一迫字長崎西沢一六番三七地先まで		後 B	前 A	後 A	敷地の区分をいう。
				A	B	A	
				一一・四〇・二	七・四〇・四	一、七九一・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
				一、三〇〇・〇			

○宮城県告示第七百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和五年十二月十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 馬場只越線
- 三 道路の区域

変更の区間

気仙沼市唐桑町只越一二二番一地先から
同市唐桑町只越無番地先まで

変更の区間				変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
後 B		前 A		後 B	前 A	後 A	敷地の区分をいう。
				A	B	A	
				一一・五〇・三	一一・五〇・三	五七五・一	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
				五七五・一			

○宮城県告示第七百七十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所において縦覧に供する。

令和五年十二月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

要害の二急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱十三号から標柱十九号までを順次結んだ線及び標柱十三号と標柱十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱二十号から標柱二十三号までを順次結んだ線及び標柱二十号と標柱二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱二十四号から標柱四十三号までを順次結んだ線及び標柱二十四号と標柱四十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱四十四号から標柱五十号までを順次結んだ線及び標柱四十四号と標柱五十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村区	大字	字	地番	標柱番号
宮城県	七ヶ浜町	東宮浜	左道	十番一 十一番一 十三番 十六番	一号及び二号 三号 四号から七号まで 八号及び九号

四十四番一	四十四番二	四十番	三十八番一	六十六番四	六十六番六	六十六番一	無番地	四十九番一	四十四番二	十五番六	十五番三	十五番二	十六番	十五番一	十三番	十六番	十三番	十六番	十三番
四十号	号三十八号及び三十九号	号三十六号及び三十七号	号三十五号	号三十四号	号三十二号及び三十三号	号三十一号	号三十号	号二十九号	号二十八号	号二十七号	号二十五号及び二十六号	号二十四号	号二十二号及び二十三号	号二十号及び二十一号	号十八号及び十九号	号十五号から十七号まで	号十三号及び十四号	号十一号及び十二号	号十号

選挙管理委員会

○宮選管告示第百三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和五年十二月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
阿部まさよし後援会	阿部 正義	阿部美沙子	名取市名取が丘六-1-18-1	令和五年十一月七日
石森ゆうじ後援会	石森 悠士	石森 美空	仙台市青葉区中江-1-1-10-1	令和五年十一月二十一日
石山けいき後援会	石山 敬貴	石山 敬貴	加美郡加美町字南寺宿七-1-6	令和五年五月二十六日
板橋勇後援会	二階堂久男	菅野 京子	伊具郡丸森町金山字田林二-1-2	令和五年十月三十一日
大内直子後援会	伊藤 直子	伊藤 直子	加美郡色麻町高根字浜ノ沢北三四	令和五年十一月九日
大村こういち後援会	大村 晃一	宮武 聡	岩沼市三色吉字水神二八	令和五年十一月十日
小野よしかつ後援会	小野 義勝	小野 義勝	伊具郡丸森町大内字岩ノ入九	令和五年十月二十五日
金森裕之後援会	金森 裕之	金森 裕之	伊具郡丸森町筆甫字平松前二九-1	令和五年十月二十五日
澤田ゆうすけ後援会	澤田 裕輔	澤田 裕輔	巨理郡巨理町逢隈田沢字浜道六八番地四	令和五年十一月一日

十六番	四十一号から四十三号まで
三十八番二	四十四号から四十六号まで
三十八番一	四十七号から五十号まで

せられい後援会 世良 玲二 世良 玲二 名取市上余田字千刈田八六六一二 令和五年十一月二十二日

丸子なおき後援会 渡邊 博孝 森 政信 巨理郡山元町山寺字北坪路一〇一四 令和五年十月十八日

ゆうたろう後援会 一條裕太郎 一條裕太郎 遠田郡浦谷町浦谷字下町一〇二 令和五年十一月一日

黎和会 渡辺 重益 渡辺 美和 巨理郡巨理町吉田字小橋一四五 令和五年十一月二十七日

渡辺政已後援会 後藤 浩一 渡辺 水保 伊具郡丸森町字上滝西四四 令和五年十月三十一日

○宮選管告示第百三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和五年十二月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

公明党宮城県本部 庄子 賢一 会計責任者 横山 昇 鈴木 広康 令和五年十一月十二日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

愛と緑と活力ある県政研究会 三浦 晃仁 代表者 三浦 晃仁 赤間 仁 令和五年十一月九日

一条おさむ後援会 一條 己 会計責任者 穴戸 和雄 菊地千代治 令和五年十月十日

吉川ひろやすを囲む会 大沼 淳司 代表者 大沼 淳司 八重樫和彦 令和五年十一月九日

佐々木としお後援会 佐々木敏雄 主たる事務所の所在地 遠田郡浦谷町浦谷字浦町前西三九一 令和五年四月二十五日

佐々木みさ子後援会 宮崎 光善 代表者 宮崎 光善 木村 溥 令和五年十一月六日

ふるさと宮城会 佐藤わか子 主たる事務所 仙台市青葉区本町三一六一五 令和五年十一月十四日

○宮選管告示第百三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和五年十二月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

板橋勇後援会

二階堂久男

令和五年十月三十日

大村晃一後援会

大村 晃一

令和五年十一月六日

かんま進後援会連合会

北田 一浩

令和五年十一月十三日

かんま進の会

菅間 進

令和五年十一月十三日

木村範雄後援会

小幡 博信

令和五年九月三十日

木村みのる後援会

浅野 宣充

令和五年九月三十日

佐藤恵子後援会

山田 裕

令和五年九月三十日

さわい俊一後援会

沢井 俊一

令和五年十一月十三日

鈴木保博後援会

鈴木 忠一

令和五年十月十五日

曾我ミヨ後援会

遠藤 実

令和五年九月三十日

千葉勇治後援会

山崎 克己

令和五年九月三十日

戸津川晴美後援会

斉藤 規夫

令和五年九月三十日

皆川ゆうじ後援会

由野 敏明

令和五年十一月十日

安田知己後援会

平良 實

令和五年九月三十日

○宮選管告示第百三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和元年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年十二月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(資金管理団体)

大村晃一後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 大村 晃一

資金管理団体の届出に係る公職の種類 岩沼市議会議員

報告年月日 5.11.10 (5.11.6解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○宮城県告示第百三十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定によ

り、政治団体から令和二年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年十二月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(資金管理団体)

大村晃一後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 大村 晃一

資金管理団体の届出に係る公職の種類 岩沼市議会議員

報告年月日 5.11.10 (5.11.6解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

○宮城県告示第百三十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年十二月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(資金管理団体)

大村晃一後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 大村 晃一

資金管理団体の届出に係る公職の種類 岩沼市議会議員

報告年月日 5.11.10 (5.11.6解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

(その他の政治団体)

板橋勇後援会

報告年月日 5.10.30 (5.10.30解散)

1 収入総額

35,237

前年繰越額

35,237

2 支出総額

0

○宮城県告示第百三十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和五年十二月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)

(資金管理団体)

大村晃一後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 大村 晃一

資金管理団体の届出に係る公職の種類 岩沼市議会議員

報告年月日 5.11.10 (5.11.6解散)

1 収入総額

0

2 支出総額

0

(その他の政治団体)

板橋勇後援会

報告年月日 5.10.30 (5.10.30解散)

<p>1 収入総額 185,237</p> <p>前年繰越額 35,237</p> <p>2 本年収入額 150,000</p> <p>3 本年収入の内訳 121,000</p> <p>寄附 150,000</p> <p>個人分 150,000</p> <p>4 支出の内訳 121,000</p> <p>政治活動費 121,000</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業費 121,000</p> <p>5 寄附の内訳 121,000</p> <p>機関紙誌の発行事業費 121,000</p> <p>〔個人分〕</p> <p>板橋 勇 150,000 伊具郡丸森町</p> <p>○ 函送額 中長 鎌田 三十七郎</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により、政治団体から令和五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その額を次のとおり公表する。</p> <p>令和五年十二月十五日</p> <p style="text-align: center;">宮城県選挙管理委員会 委員 坂 川 章太郎</p> <p style="text-align: center;">(資金管理団体) 政治団体の収支報告書の要旨 (単位：円)</p> <p>大村晃一後援会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 大村 晃一</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 岩沼市議会議員</p> <p>報告年月日 5.11.10 (5.11.6解散)</p> <p>1 収入総額 0</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>かんま進の会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 菅間 進</p>	<p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員</p> <p>報告年月日 5.11.15 (5.11.13解散)</p> <p>1 収入総額 2,267,943</p> <p>前年繰越額 1,004,942</p> <p>2 本年収入額 1,263,001</p> <p>3 本年収入の内訳 2,267,943</p> <p>寄附 1,263,000</p> <p>個人分 1,263,000</p> <p>その他の収入 1</p> <p>一件十万円未満のもの 1</p> <p>4 支出の内訳 2,267,943</p> <p>政治活動費 2,267,943</p> <p>寄附・交付金 2,197,148</p> <p>その他の経費 70,795</p> <p>5 寄附の内訳 70,795</p> <p>〔個人分〕</p> <p>年間五万円以下のもの 1,263,000</p> <p>(その他の政治団体)</p> <p>板橋勇後援会</p> <p>報告年月日 5.10.30 (5.10.30解散)</p> <p>1 収入総額 104,237</p> <p>前年繰越額 64,237</p> <p>2 本年収入額 40,000</p> <p>3 本年収入の内訳 80,300</p> <p>寄附 40,000</p> <p>個人分 40,000</p> <p>4 支出の内訳 80,300</p> <p>政治活動費 80,300</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業費 80,300</p>
---	--

機関紙誌の発行事業費	72,050	報告年月日 5. 11. 6 (5. 9. 30解散)	0
宣伝事業費	8,250	1 収入総額	0
5 寄附の内訳		2 支出総額	0
〔個人分〕		木村みのる後援会	
年間五万円以下のもの	40,000	報告年月日 5. 11. 6 (5. 9. 30解散)	
かんま進後援会連合会		1 収入総額	0
報告年月日 5. 11. 15 (5. 11. 13解散)		2 支出総額	0
1 収入総額	2,581,232	佐藤恵子後援会	
前年繰越額	384,082	報告年月日 5. 11. 6 (5. 9. 30解散)	
本年収入額	2,197,150	1 収入総額	0
2 支出総額	2,204,798	2 支出総額	0
3 本年収入の内訳		さわい俊一後援会	
寄附	2,197,148	報告年月日 5. 11. 14 (5. 11. 13解散)	
政治団体分	2,197,148	1 収入総額	0
その他の収入	2	2 支出総額	0
一件十万円未満のもの	2	鈴木保博後援会	
4 支出の内訳		報告年月日 5. 11. 6 (5. 10. 15解散)	
経常経費	1,406,438	1 収入総額	0
人件費	797,711	2 支出総額	0
光熱水費	43,600	曾我ミヨ後援会	
備品・消耗品費	147,470	報告年月日 5. 11. 6 (5. 9. 30解散)	
事務所費	417,657	1 収入総額	0
政治活動費	798,360	2 支出総額	0
組織活動費	65,692	千葉勇治後援会	
機関紙誌の発行その他の事業費	732,668	報告年月日 5. 11. 6 (5. 9. 30解散)	
機関紙誌の発行事業費	635,418	1 収入総額	0
宣伝事業費	97,250	2 支出総額	0
5 寄附の内訳		戸津川晴美後援会	
〔政治団体分〕		報告年月日 5. 11. 6 (5. 9. 30解散)	
かんま進の会	2,197,148	1 収入総額	0
木村龍雄後援会		2 支出総額	0

皆川ゆうじ後援会

報告年月日 5.11.16 (5.11.10解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

安田知己後援会

報告年月日 5.11.6 (5.9.30解散)

- 1 収入総額 0
- 2 支出総額 0

○宮選管告示第百三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和五年十二月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

石森 悠士 宮城県議会議員

石森ゆうじ後援会

仙台市青葉区中江一ー一〇一 令和五年十月六日

一條裕太郎 涌谷町議会議員

ゆうたろう後援会

遠田郡涌谷町涌谷字下町一ー二 令和五年十一月一日

○宮選管告示第百三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨届出があった。

令和五年十二月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

法第十九条第三項第二号による届出
資金管理団体の届出
をした者の氏名

資金管理団体の名称

資金管理団体でなくなった年月日

大村 晃一 大村晃一後援会
菅間 進 かんま進の会

令和五年十一月六日
令和五年十一月十三日

○宮選管告示第百四十号

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙（青葉選挙区）における当選の効力に関し、仙台市青葉区南吉成五丁目十二番二号 高橋秀幸から提起された異議申出について、当委員会は、令和五年十二月七日次のとおり決定した。

令和五年十二月十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

決 定 書

異議申出人 住所 仙台市青葉区南吉成五丁目12番2号

氏名 高橋 秀幸

異議申出人（以下「申出人」という。）から令和5年11月6日付けで提起された令和5年10月22日執行の宮城県議会議員一般選挙（青葉選挙区）（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、宮城県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異議申出の要旨

申出人の申出の趣旨は、本件選挙における当選人石森悠士（以下「本件当選人」という。）の当選を無効とする旨の決定を求めているものである。

申出人の理由及び主張するところを、異議申出書を基に要約すると次のとおりである。

本件当選人は、令和5年10月8日に動画サイト「YouTube」に自らのチャンネルで、動画「石森ゆうじ 青葉区生まれ、青葉区育ち」（以下「本件動画」という。）を公開し、同月26日時点で視聴回数1万6千回を超えている。通常、視聴回数が急増することはなく、本件当選人の他の動画と比較しても、本件動画が突出しており、有料広告として本件動画を配信したと思われる。また、他選挙区における候補者による告示日前の政治活動用の動画広告の視聴回数と比較すると、告示日前日までの5

日間のみで得られた視聴回数とは考えにくく、選挙運動期間中に有料広告として配信していた状況証拠と考えられる。これは公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第142条に違反するもので、最上位落選人との得票差が42票であったことを考えると、影響力が相当大きなものと考えられる。また、インターネット上、本件当選人の公選法違反を指摘する記事も散見され、複数の違反が疑われる状況に間違いない。

決定の理由

当委員会は、本件異議の申出が要件を備えているため、適法と認めて受理し、また、申出人の証拠書類等の追加提出の有無を確認するなど、慎重に審理を行った。その結果は、次のとおりである。

なお、申出人に対し、申立てがあれば口頭意見陳述の機会が付与される旨を伝えたが、その申立ては無かった。

1 当選の効力について

(1) 当選無効の判断基準

公選法第206条及び同法第207条に規定する当選の効力に関する争訟において当選無効となる違法事由は、「当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効投票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるもの」（名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決）とされている。また、公選法第251条において、その罰則に該当する行為につき有罪判決が確定することによりその当選を無効とする旨が定められているが、当選人の違反行為の有無及び罰則の該当性についての認定判断は、「専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪（但し、公選法第251条所定の罪に限る。）により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実的に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできない」（名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決）とされている。

更に、仮に当選人の行為が公選法の罰則に該当する行為であったとしても、「当選人が同法251条により刑に処せられる等のことのない以上、それがために当然に、当選人の当選が無効となるものでない。」（最高裁判所昭和30年5月20日判決）とされている。

(2) 当選の無効についての判断

上記(1)のとおり、当選の効力に関する争訟においては、当選人らの行為が選挙犯罪に該当するか否かを審理判断してこれを理由に当選を無効とすることはできないものである。

よって、申出人の主張は、いずれも当選を決定した機関の構成や決定手続の違反等に関するものとは言えず、当選無効となる違法事由に該当しないことから、当選無効とする原因とはならない。

(3) その他

申出人は、本件当選人の様々な公選法違反の可能性を指摘するが、選挙の取締りに関する規定の執行については、公選法第7条の規定のとおり、検察官、都道府県公安委員会委員及び警察官がその任に当たることが予定されており、「選挙管理委員会はもとより選挙違反に関する具体的案件につき当該行為が違法であるか否かの審査判断をなすべき義務も権限もなく違反行為を取締るべき地位にはない」（東京高等裁判所昭和50年2月26日判決）とされている。また、「公職選挙法において当選人と決定された者もしくは選挙運動総括主宰者等が公選法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、同法206条、207条所定の手続において異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判をする裁判所はこれを審理判定する責務権限を有しない。」（最高裁判所昭和35年9月13日判決）とされているため、当委員会はその権限を有しない。

2 結論

以上のとおり、申出人が主張する当選無効の異議の申出はいずれも理由がない。

よって、当委員会は、公選法第216条第1項の規定により準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和5年12月7日

宮城県選挙管理委員会

- 委員長 皆川 章太郎
- 委員 小野 純一郎
- 委員 植木 俊哉
- 委員 戸井 秀一

○阿部謙一郎長兼田四十一郎

令和五年十月二十二日執行の宮城県議会議員一般選挙（巨田選挙区）における阿部の効力に関する巨田選挙区阿部吉田字中原五十五番地四百一十四 亀井大輔から提起された異議申出について、当委員会は、令和五年十二月七日次のとおり決定した。

令和五年十二月十五日

宮城県選挙管理委員会

- 委員長 皆川 章太郎

決 定 書

異議申出人 住所 巨理郡巨理町吉田字中原55番地424
氏名 亀 井 大 輔

異議申出人（以下「申出人」という。）から令和5年11月7日付けで提起された令和5年10月22日執行の宮城県議会議員一般選挙（巨理選挙区）（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出について、宮城県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異議申出の要旨

申出人の申出の趣旨は、本件選挙における当選人渡邊重益（以下「本件当選人」という。）の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。

申出人の理由及び主張するところを、異議申出書を基に要約すると次のとおりである。

1 本件当選人が選挙公報に掲載した経歴等について、申出人が関係機関に確認をしようとしたところ、容易に回答できる内容であるにもかかわらず、いずれの機関からも回答が得られず、一部の機関の対応は疑念を抱かせるものであり、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第235条（虚偽事項の公表罪）に該当する可能性がある。

2 本件当選人が選挙公報に掲載した経歴について、他の候補者や選挙人が確認する方法が制度として確立されておらず、特定の集落で違反による不健全な連帯を蔓延させる可能性があり、公選法第1条で公選法の目的とされる選挙の公明かつ適正な執行、民主主義の健全な発達等の脅威となるものである。申出人が問い合わせした関係機関は、個人情報保護等を理由に申出人個人には答えられないとしつつ、選挙管理委員会による調査であれば回答する余地があるとされており、公選法の目的に照らし、申出人の調査内容を職権で調べることを求める。

決定の理由

当委員会は、本件異議の申出が要件を備えているため、適法と認めて受理し、また、申出人の証書類等の追加提出の有無を確認するとともに、申出人の申立てに基づき口頭意見陳述を実施するなど、慎重に審理を行った。

その結果は、次のとおりである。

1 当選の効力について

(1) 当選無効の判断基準

公選法第206条及び同法第207条に規定する当選の効力に関する争訟において当選無効となる違法事由は、「当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効投票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるもの」（名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決）とされている。また、公選法第251条において、その罰則に該当する行為につき有罪判決が確定することによりその当選を無効とする旨が定められているが、当選人の違反行為の有無及び罰則の該当についての認定判断は、「専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪（但し、公選法第251条所定の罪に限る。）により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実的に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該当選人の当選無効訴訟を提起することはできない」（名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決）とされている。

更に、仮に当選人の行為が公選法の罰則に該当する行為であったとしても、「当選人が同法251条により刑に処せられる等のことのない以上、それがために当然に、当選人の当選が無効となるものでない。」（最高裁判所昭和30年5月20日判決）とされている。

(2) 当選の無効についての判断

上記(1)のとおり、当選の効力に関する争訟においては、当選人らの行為が選挙犯罪に該当するか否かを審理判断してこれを理由に当選を無効とすることはできないものである。

よって、申出人の主張は、いずれも当選を決定した機関の構成や決定手続の違反等に関するものとは言えず、当選無効となる違法事由に該当しないことから、当選無効とする原因とはなり得ない。

2 その他の主張等について

申出人は、口頭意見陳述等において、本件当選人に対し抱えている違法行為の疑いを本件異議の申出により明らかにしたいと述べているが、申出人自らの主観の域を出ない上に、「公職選挙法において当選人と決定された者もしくは選挙運動総括主宰者等が公選法のいずれかの罰則に違反する行

為をしたか否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、同法206条、207条所定の手続において異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判をする裁判所はこれを審理判定する責務権限を有しない。」(最高裁判所昭和35年9月13日判決)とされているため、当委員会には職権で調査できない。

更に、そのほかにも、選挙制度に対する不満や不備の指摘等と解される主張をしているが、申出人の独自の見解に過ぎず、本件選挙における当選人の決定が違法であることを具体的に主張するものではないため、当選を無効とする事由には該当しない。

3 結論

以上のとおり、申出人が主張する当選無効の異議の申出はいずれも理由がない。

よって、当委員会は、公選法第216条第1項の規定により準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和5年12月7日

宮城県選挙管理委員会

- 委員長 皆川 章太郎
- 委員 小野 純一郎
- 委員 植木 俊哉
- 委員 戸井 秀一

人事委員会

人事委員会規則十二―一(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十五日

宮城県人事委員会

- 委員長 西 條 力

○人事委員会規則十二―一―二十六

人事委員会規則十二―一(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年宮城県条例第六十三号)に基づき、人事委員会規則十二―一(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を次のように改正する。

別表第二一般社団法人東北観光推進機構の項の前に次のように加える。

一般財団法人救急振興財団	東京都八王子市
一般財団法人自治体衛星通信機構	東京都千代田区
一般財団法人自治体国際化協会	東京都千代田区
一般財団法人地域活性化センター	東京都中央区
一般財団法人地域総合整備財団	東京都千代田区
一般財団法人地域創造	東京都港区
一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会	東京都千代田区

附 則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。